神奈川県弁護士会人権擁護委員会

人権かながわ 2018

2019年2月3日発行
第26号

丹沢鍋割山からの富士山　　撮影：委員　海野宏行

Contents

2　巻頭言 …… 神奈川県弁護士会会長　芳野　直子

3　特集　事件報告

朝鮮学校学費補助金不支給人権救済申立事件 ……
委員　千　木　良　正

戸塚警察署留置施設における拘束具の違法な使用に対する警告事件 その1 ……
委員　三　嶋　　健　　委員　松　本　育　子
委員　小　林　展　大

戸塚警察署留置施設における拘束具の違法な使用に対する警告事件 その2 ……
委員　田　所　美　佳　　委員　若　松　みずき
委員　引　田　大　地

●部会報告

8　基地　相模総合補給廠の今 …… 委員　石　黒　康　仁
9　基地　キャンプ座間を視察して …… 委員　関　守　麻紀子
9　両性　性差別をなくす取り組み …… 委員　穂　積　匡　史
11　外国人　講演会報告「外国人家事労働者の抱える諸問題について」 ……
委員　小豆澤　史　絵
12　外国人　難民申請のエキスパートに学ぶ …… 委員　大　村　俊　介
13　働く人　労働問題はみんなの問題～働く人の権利に関する部会の活動について～ ……
委員　田　渕　大　輔
14　働く人　ハラスメントアンケートについて ……
委員　鈴　木　兼一郎
15　医療　医療における人工知能 …… 委員　内　嶋　順　一

16　●委員会報告
2018年の人権擁護委員会の活動について ……
委員長　本　田　正　男

巻頭言

神奈川県弁護士会会長　芳野　直子

ボヘミアン・ラプソディを聴きながら

映画「ボヘミアン・ラプソディ」を観た。これは、イギリスのロックバンド、クイーンのボーカルで、45歳の若さで亡くなったフレディ・マーキュリーの伝記映画である。そこでは、フレディが、ゲイである自分に気づき世間の軋轢との間で苦悩し、栄光と孤独の間で苦しむ姿が描かれていた。クイーンは、姉の影響で私が小学校のころから聞いていた大好きなバンドであり、学生時代は静岡から埼玉の所沢球場まで、バイトで貯めたお金で、来日コンサートを聴きに行くほどのファンだった。私がうっとり聞いていたクイーンの美しい曲は、フレディのこんな苦悩の傍らに作られたものかと思うと、映像を見ながら涙せずにおられなかった。

このような、本人にはどうしようもないことをもって差別するという現実は、残念ながら今も厳然と続いている。

昨年は、医学部の入学で女性受験生が差別されていた事実が報道された。その報に触れ、学生時代の記憶がよみがえってきた。私が学生の頃はまだ、男女雇用機会均等法ができる前だったので、民間企業への女子大生の就職の道はほぼ閉ざされていた。当時は高度成長期からバブルに向かう時期で企業は人手を欲しがっており、男子学生は引く手あまただったのに、女子学生は「女性の採用の予定はありません」の一言で履歴書すら受け付けてもらえなかった。自分が女性であることだけを理由に、エントリーの機会すら与えられないという事実は、心に棘のように刺さったのを覚えている。それから30年以上経ったのに、まだ日本は女性であるというだけで無条件に入り口を狭める差別があったのかと悲しくなるとともに、忘れていた学生の時代の心の傷がキシキシと痛むのを感じた。差別というものは、差別された当の本人はもちろんのこと、その対象となった属性を持つ人間すべてを傷つけるものである。そして、一度差別されて受けた心の傷は、寛解はしても完治しないものだと思った。

それでも、女性は、この世の人間の半分を占めており、マイノリティーではない。だが、そうだとしても差別は苦しい。これがマイノリティーとして差別されたら苦しいだけでなく、どんなに孤独で、心に大きな傷を負うだろうと思わずにおれない。

今、まさに社会で問題となっている中に、旧優生保護法により不妊手術を強制された障害を持つ方達の救済をどうするかという問題や、ヘイトスピーチなどの外国籍を持つ方達への攻撃など、様々な差別が原因となって発生したものが少なくない。私たちはこの現実に目を背けてはならないであろう。

基本的人権の擁護と社会正義の実現を使命とする弁護士及び弁護士会としては、不当な差別を許さない姿勢を持ち続け、今年も差別に苦しむ人を少しでも減らせるよう、社会に働きかけていくことが必要だと実感する。

クイーンの名曲を聴きながら、人の価値には優劣はなく、みんなみんな大事な人なのだという当たり前のことを、心に刻みたいとあらためて思う。

特集 事件報告

①朝鮮学校学費補助金不支給人権救済申立事件

委員 千木良 正

1 人権救済申立に至る経緯

神奈川県（以下「県」と言います。）には、学校法人神奈川朝鮮学園（以下「学園」と言います。）が経営する学校が５つあります。県は、学校教育法に基づき、朝鮮各級学校を各種学校として認可し、1977年以降、経常費補助金を支給していました。

しかし、県は、2013年度から経常費補助金の予算計上を見送りました。その理由として、県の黒岩知事は、2013年２月に朝鮮民主主義人民共和国が核実験をしたことを指摘していました。

その後、経常費補助金の停止について多くの県民からの「子どもに罪はない」などの意見を受け、県は、「学校法人に通う子ども達が国際情勢、政治情勢に左右されることなく安定的に教育を受ける機会を確保することができるよう、多文化共生社会の実現の観点から」、外国人学校に対する経常費補助金にかえ、2014年度からは、朝鮮学校を含む外国人学校に通う児童・生徒の保護者に対し直接学費を補助する制度である「外国人学校生徒等支援事業」を導入しました。

ところが、その後、県は、学園に児童・生徒を通わせる保護者に対する2016年度の学費補助金を不支給とする決定をしました。その理由は、「学園が使用している『現代朝鮮歴史』の教科書について、平成28年度に予定されていた『拉致問題』についての明確な記載のある教科書への改訂が、平成28年度末時点でおこなわれないこととなったため」というものでした。その後も、「拉致問題」についての明確な記載のある教科書への改訂がなされていないことを理由に、2017年度、2018年度と学費補助金が支給されない状況が続きました。

そこで、2018年１月、学園が経営する朝鮮各級学校に通う児童・生徒の保護者118名は、神奈川県弁護士会に対し、県が学費補助金を支給していないことは、憲法14条や国際法等に違反しているとして、人権救済の申立てをしました。

2 拉致問題と朝鮮歴史の教科書について

2010年、朝鮮史の教科書に、拉致問題についてやや誤解を与える表現があることが判明しました。その後、2011年５月に歴史教科書の一部改訂が実施され、拉致問題の記述自体が削除されました。黒岩知事は、朝鮮学校の教科書に拉致問題の記述がないことは県民の理解を得られないとして対応を要求しました。これを受けて学園は、2013年度の改訂において拉致問題について明確に記載するよう教科書編纂委員会に要請しました（教科書は学園が作成しているのではなく、教科書編纂委員会で作成されています）。ところが、2013年度に予定されていた教科書改訂は実施されませんでした。

そこで、学園は、2014年11月、「『朝鮮平壌宣言』と朝・日関係」という拉致問題を記載した小冊子の教材を作成し、毎年、この独自教材を使用した拉致問題の授業を年１回１時間かけて実施しています。

3 学費補助金不交付の影響

申立人らのアンケートによれば、学費補助金がなく、経済的に苦しいという訴えが多数認められました。また、中には、朝鮮学校をやめて公立の学校に移ったという児童・生徒もいるとのことでした。

また、児童・生徒や保護者の中には、朝鮮学校に通っている自分たちだけが差別されている、疎外されている、という心理的苦痛を味わっている人も多くいました。

4 弁護士会の判断

弁護士会は、人権救済の申立てを受け、申立人、県、学園などに調査を行いました。その結果、2014年度以降、教科書に拉致問題を盛り込んだ改訂がなされていないことを理由として学費補助金の支給をしないことは、朝鮮学校に通う児童・生徒らの教育を受ける権利（民族教育を受ける権利）に不利益を及ぼす不合理な差別的取扱というべきであって、憲法、国際人権条約において保障されている平等原則に違反するものであると判断しました。そして、2018年11月、県に対して、学費補助金の不支給という人権侵害を直ちに止めるとともに、過去にさかのぼって学費補助金を交付するよう警告しました。

弁護士会が不合理な差別的取り扱いであると考えた主な理由は、①学費補助金の設置要綱には、拉致問題を教科書に盛り込むことを条件とすることを認める規定がないこと、②教科書を改訂するのは教科書編纂委員会であり、児童・生徒が関知するところではないこと、③拉致問題について明確な記載のある教科書への改訂を条件とすることは、児童・生徒に責任のない政治的な問題を根拠に不利益を課すものであって、外国人学校生徒等支援事業の理念（政治情勢に左右されずに教育を受ける機会を保障する）にも反すること、などです。

5　共生社会の実現に向けて

県は、多文化共生社会の実現の観点から、学費補助金制度を創設したとしています。しかし、朝鮮学校に通う児童・生徒に対して不合理な差別的取り扱いをしていることは、多文化共生社会の実現の理念に反するものであり、朝鮮学校に通う児童・生徒らに対する差別を助長することにつながりかねません。

申立人のアンケートの中には、「ウリハッキョ（朝鮮語で私たちの学校の意味）は、日本の偉い人からいじめられているってこと？…ウリハッキョをいじめないで』と、私たち家族に泣きながら詰問してきました。８歳の子どもにそんなふうに疑問をなげかけられ、辛く、すまない気持ちでいっぱいで、私自身も泣いてしまいました」などと書き綴られているものもありました。

子どもたちが笑顔で学校に通うことができるようになるため、そして、子どもたちが自己肯定感、自尊心をもって健全に成長していくことができるようにするためにも、県は、不合理な差別的取り扱いを直ちにやめるべきです。

②戸塚警察署留置施設における拘束具の違法な使用に対する警告事件　その１

委員　三嶋　健　　委員　松本　育子　　委員　小林　展大

1　はじめに

2018年10月18日、神奈川県弁護士会は、神奈川県警察本部長及び神奈川県戸塚警察署長に対し、戸塚警察署留置施設において勾留中の40代の男性に対し拘束具（捕縄）の違法な使用によって怪我を負わせ、その後も迅速に医療を受けさせなかったとして、人権救済制度に基づいて、再発防止に努めるよう警告を出した。

2　事件の概要

1　本件人権救済申立事件の申立人は、2017年7月16日、戸塚警察署に勾留されていたが、同日、自身の単独室内において、1時間46分、両手首、両膝、両足首を捕縄で拘束され、これにより膝部打撲傷、手関節部打撲傷という怪我を負った。

2　その後、申立人は、同署の警察官らに対し、

医師による治療を受けさせてもらえるよう求めても迅速な対応がなされず、4日後の同月20日になるまで病院を受診させてもらえなかった。

3　この拘束具の使用と迅速に病院を受診させてもらえなかったことが申立人の人権を侵害するものであるというのが申立の主な内容であった。

3　調査の経緯

人権救済の申立を受けて発足した事件委員会（神奈川県弁護士会所属の弁護士で人権擁護委員会の委員3名）は、拘置所で申立人本人と面会して事情や怪我の状況等を確認し、診断書を送付してもらった。また、神奈川県警察に照会を行うなどして調査をすすめ、事件委員会を何度も開いて事件の検討を行った上で、人権擁護委員会に報告した。

4　人権擁護委員会の判断

1　認定した事実

(1)　申立人は、2017年7月16日、戸塚警察署留置施設に留置されていた。

(2)　同日の事件発生時、申立人は、自身の単独室の中にいて、警部補は、単独室の外の通路にいた。

(3)　警部補は、他の警察署員に指示して、申立人の両手首、両膝、両足首の3か所を縛り上げた。

(4)　申立人は、1時間46分間、捕縄で拘束されていた。

(5)　申立人は、本件捕縄による拘束での受傷について治療を受けるため、2017年7月20日になって初めて、病院を受診することができた。

(6)　申立人は、膝部打撲傷、手関節部打撲傷と診断された。受傷日は同月16日、加療7日を要する見込みであるとの診断であった。

2　人権侵害の有無・内容についての判断

(1)　人身の自由の侵害について

ア　申立人が2017年7月16日、戸塚警察署留置施設に留置されていた事実、申立人は自身の単独室の中にいて、警部補は単独室の外にいた事実、警部補が他の警察署員に指示して、申立人の両手首、両膝、両足首の3か所を縛り上げた事実は争いがない。

また、申立人が1時間46分間、捕縄で拘束されていたことは相手方が回答書において認めている。

イ　本件では、申立人は単独室の中に一人いて、警部補が単独室の外にいたという状況にあったのだから、一般的に見て、申立人が警部補その他の者に危害を加えられる状況になかったし、また、自分自身を傷つける状況でもなく、逃亡の虞もないと考えるのが通常であるし、申立人は何も所持していなかったと思われるので、留置施設の設備、器具その他の物を損壊するような状況も認められず、およそ、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下「法」という。）213条1項が定める条件を満たす状況でなかったことが伺われる。

ウ　そこで、事件委員会は、神奈川県警察に対して、申立人に対し捕縄を使用した理由を具体的事実に基づいて回答すること、申立人を1時間（申立人の主張では約1時間とのことだった。）もの間、捕縄で拘束を続けた理由を回答すること、申立人の両手首、両膝、両足首まで拘束した理由を回答すること等を求めて、書面による照会を行った。

しかし、神奈川県警察は、申立人に対する捕縄での拘束については、「法の要件に該当する事実が認められたため。」、「法の要件に該当する状態が継続していたため。」、「法の要件に従い使用する必要性を認めたため。」等という結論のみを回答し、具体的な事実や理由等については回答しなかった。

エ　したがって、神奈川県警察の主張する法213条1項に該当する事実を認定することはできず、警察官らは、合理的理由なしに、申立人の身体を拘束したと言わざるを得ないから、拘束の正当性は認められない。

よって、申立人に対する捕縄での拘束は、申立人の人身の自由という人権を侵害した

ものである。

(2)　迅速な医療を受ける権利の侵害について

ア　そもそも、受傷の発生原因如何に拘らず、仮に、正当な拘束の結果受傷した場合であっても、受傷している被留置者に対し適切な治療を迅速に受けさせるべきことは当然である。

本件では、申立人は、捕縄での拘束により、2017年7月16日に膝部打撲傷、手関節部打撲傷を受傷した後、すぐに医師による診察及び治療を受けさせてもらえるよう求めていたにもかかわらず、医師による治療を受けさせてもらえたのは、受傷4日後の同月20日であった。

事件委員会は、神奈川県警察に対して、申立人が医師による診察及び治療を求めていたのに、戸塚警察署が迅速に対応せず、受傷の4日後になるまで受診させなかった理由につき、書面による照会を行った。

しかし、神奈川県警察は、「必要性及び緊急性の有無を判断し、適正に医師による診療を行っています。」という結論のみを回答し、どのような事実や理由を踏まえて、かかる結論に至ったのか、一切回答しなかった。この回答において、神奈川県警察は、申立人が受傷後医師による診察及び治療を受けさせてもらえるよう求めていた事実については否定していない。

イ　したがって、神奈川県警察は、ただちに申立人に対し、医師による治療を受けさせるべき義務を怠ったものである。

よって、神奈川県警察の対応は、申立人の迅速な医療を受ける権利を内容とする人権を侵害したものである。

5　調査を通じての所感

本件人権救済申立事件を担当してみて、悪い意味で一番印象に残っていることの一つは、警察の極めて不誠実な対応である。

事件委員会からの照会に対しては、徹底して「そのような事実はありません。」、「法の要件に該当する事実が認められたため。」、「法の要件に該当する状態が継続していたため。」、「法の要件に従い使用する必要性を認めたため。」等という結論のみを回答し、具体的な事実や理由等については回答しないという態度に終始していた。

反論の機会を与えているにもかかわらず、警察がこのような対応をするようでは、真相が明らかにならないだけでなく、警察の遵法意識にも重大な疑義が生じるといわざるを得ない。今回、警告という結論を導く上で、上記のような警察の不誠実な対応があったことも考慮したのはいうまでもないことである。

最後に、事件委員会としては、本件人権救済申立事件を通じて、基本的人権の擁護という弁護士のレゾンデートル（raison d’etre）を実感することができたと考えている。

③戸塚警察署留置施設における拘束具の違法な使用に対する警告事件　その２

委員　田所　美佳　　委員　若松　みずき　　委員　引田　大地

1　事案の概要

本件は、覚醒剤取締法違反で起訴勾留中の被告人が、神奈川県戸塚警察署留置場内で警察官らに戒具を使用された事案です。

申立人は、同所において、約18時間にわたり戒具による身体拘束を受け、その間食事もとれず、トイレにも行けずに尿を漏らしたこと、かかる身体拘束

により両手首に後遺症が残ったこと等について訴え、人権救済を申し立てました。

2　調査の経緯

３名で構成される担当委員は、拘置支所における申立人からの事情聴取、相手方に対する書面照会、拘置支所に対する書面照会等を行い、計９回の事件委員会の開催を経て、人権擁護委員会に調査報告を致しました。

3　人権擁護委員会の判断

（1）認定した事実

人権擁護委員会が認定した主な事実は以下のとおりです。

① 申立人は2016年４月７日当時神奈川県戸塚警察署留置施設に勾留されており、同月８日に横浜拘置支所に移送された。

② 申立人は、神奈川県戸塚警察署留置施設において、同月７日午後７時35分から同月８日午後１時40分までの18時間５分間、捕縄及びベルト手錠の戒具を併用使用され身体を拘束されていた（以下「本件身体拘束」という）。

③ 本件身体拘束の最中、警察官らは、申立人の排泄時に、いずれの戒具も解錠しなかった。

④ 申立人は、本件身体拘束中、一切食事を支給されておらず、支給されたのは水のみである。

⑤ 申立人の右手甲部分にびらん、両手首及び両大腿部に腫脹がみられ、いずれも本件身体拘束と因果関係のある傷害結果である。

⑥ 申立人は手首の可動部に違和感を持ち、しびれや痛みを感じていた。

（2）　人権侵害の有無・内容についての判断

ア　問題点

神奈川県戸塚警察署留置施設において、警察官らが申立人に対して行った本件身体拘束は、申立人の人身の自由（憲法18条、31条）を侵害するか否かが問題となり、拘束の正当性について以下のように判断をしました。

イ　拘束の正当性について

18時間５分に及ぶ長時間の身体拘束に加え、飲食や排泄という人の日常生活の基本的行為に制限がなされ、戒具の使用により身体を損傷されるということは、甚大な人権の制約であり、よほどの正当な理由がない限り、拘束の正当性は認められない。

神奈川県警は、法の要件に従って適正に使用したとしか回答をせず、当委員会が具体的条項及びそれに該当する事実について照会をしても、刑事収容施設及び被収容者等の処罰に関する法律（以下「法」という。）213条１項３号であるという回答しかせず、同条項に該当する具体的事実を主張することすらしていない。

そうすると、神奈川県警の主張する法213条１項３号に該当する事実を認定することはできず、警察官らは、正当な理由なしに、申立人の身体を拘束したと言わざるを得ないから、拘束の正当性は認められない。

（3）　結論

神奈川県戸塚警察署の警察官らは、正当な理由なく、前述のような甚大な人権制約を伴う行為を行ったのであるから、同行為は、人身の自由（憲法18条、31条）を侵害する行為であるといえる。

4　調査を通じての所感

申立人との面会で聴取した事実は、当初は、言葉どおりには受け取ることができないものもありましたが、調査が進み、担当委員の心証は、人権侵害行為が間違いなくあったということで一致し、最終的には警告を発するに至りました。今回は、申立人の弁護人が、人権救済制度の利用を助言したために申立てがなされていますが、表面化していない事件もまだまだあるかもしれません。

本件を担当して、人権擁護委員という立場でも、弁護人という立場でも、被疑者被告人の言葉に真摯に耳を傾けることが、人権の救済に重要であるということに、気付かされました。

部会報告

憲法問題及び基地問題調査研究部会

①相模総合補給廠の今

委員　石黒　康仁

在日米陸軍の相模総合補給廠は、ＪＲ横浜線相模原駅と矢部駅間に沿って広がる広大な敷地（約214ha、横浜スタジアムの80倍）を有し、物資の保管や修理などの兵站業務を担い、巨大な倉庫群や修理工場が建ち並んでいる。1938年８月に旧日本陸軍造兵廠・東京工廠相模兵器製作所として開設されたのが始まりで、1949年12月に米軍に接収されたが、神奈川県内の米軍基地は、横須賀、厚木、キャンプ座間など旧日本軍関連施設を接収して利用されており、「銃剣とブルドーザー」の沖縄とは大きな違いがある。

相模総合補給廠というと、私の世代だとベトナム戦争末期の戦車阻止闘争（1972年８月から11月）を思い出す。横浜ノースドックに運び込まれる戦闘車両（M48戦車など）の輸送が、車両制限令に定める重量制限を大きく超えていて道路管理者（自治体首長）の許可が必要であるとして、ノースドック入口前の村雨橋での座り込み、補給廠西門前にはテント村を設けて集会やデモが繰り返され、戦車輸送阻止の活動が100日以上にわたって展開されたのである。

当時の私は、東京で大学生活を送り、ベトナム戦争と日本の関わりについて多少なりとも関心を持ってはいたものの傍観者であり、45年以上も経った今、戦車阻止闘争の詳しい記憶は残っていない。その頃、同じ20才の大学生だった沢田政司さんは、その時、闘争のまっただ中におり、相模補給廠監視団を結成し、1977年３月からは監視団ニュースを毎月発行し、今も相模補給廠やキャンプ座間における米軍の監視活動を続けており、同ニュースは、2018年11月時点で500号に達している。

私たちは、2018年４月27日、相模総合補給廠について学習しようと、この監視団代表である沢田さんの案内で補給廠を外から見て回り、これまでの活動と現状について説明を受け、また相模原市役所渉外課からのヒアリングを行った。

監視団では、補給廠に出入りする輸送車両の画像から物資の中身や搬入出先を探り出し、補給廠内に保管されたパイプラインや戦地病院設営に必要な物資の移動・増減などにも目配りし、大変にきめ細かな根気のいる作業を40年以上にわたって続けてきている。2000年にマスコミでも大きく報道されたＰＣＢ含有廃棄物のコンテナ輸送問題（輸送先のカナダで荷揚げを拒否されて日本へ再輸送）も、そのきっかけとして、補給廠内にＰＣＢ含有物が保管されている疑いありと最初に報じたのも沢田さんたち監視団である。市民に見えないところを監視し、これを広く情報公開することで、基地問題に関する市民の関心を深め、最終的には基地の縮小・撤去に繋げていこうとする沢田さんらの地道な活動には頭が下がる思いである。

相模原市渉外課訪問では、市内にある米軍基地に関する市政上の主な課題や取組などについてヒアリングをし、特に2015年８月24日未明に発生した補給廠内の倉庫火災の際の相模原市消防隊の出動と消火活動、倉庫内の物品保管状況が分からないことによる消火活動への支障、再発防止に向けて米陸軍とも協議をしていることなどが詳しく報告され、また2014年９月に相模原駅に隣接する一部土地（約17ｈａ）が返還され、都市機能の集積に向けたプロジェクトを立ち上げ政府と交渉をしていること、東西道路を挟んで隣接する共同使用区域（約35ｈａ、日米地位協定２－４－ａ）のうち10ｈａについてはスポーツ・リクレーション機能を備えた公園整備を進めていることなどが報告された。一方、補給廠と横田基地などを往来するヘリコプターによる騒音被害が増えてきており、市民からの苦情もあって今年度予算で騒音測定器を設置したとの報告もなされた。返還後の土地利用、まちづくりに関するパンフレットは、斬新なデザインで夢を持たせるものであるが、基地があることで市民生活への影響が限りなく続いているという実態を知らされた。

神奈川県は沖縄に次ぐ第２の基地県として、県内に多くの米軍基地を抱えているが、地元自治体の取組を含め、その実態を知ることは、安全保障問題だけでなく身近な市民生活のあり方について考えるよい機会となるものであり、これからも同様の学習会を続けていきたい。

②キャンプ座間を視察して

委員　関守　麻紀子

1　2018（平成30）年11月13日、基地問題部会が行ってきた神奈川県内の在日米軍基地視察の一環として、キャンプ座間を訪れ、外部から基地を見学し、座間市役所や市民から話を伺った。

キャンプ座間は、座間市と相模原市にまたがって存在する在日米陸軍の基地であり、米陸軍第１軍団（前方）・在日米陸軍司令部、在日米陸軍基地管理本部などが所在し、在日米陸軍の中枢部として、後方支援業務の指揮命令の統括や、作戦・訓練計画等の支援を行っている。

また、区域内には、陸上自衛隊座間駐屯地がおかれている。

2005（平成17）年５月の米軍再編に基づき、キャンプ座間内に米陸軍第一軍団司令部が発足し、2013（平成25）年には、陸上自衛隊中央即応集団司令部が移転してきた。その後自衛隊法の改正により、中央即応集団司令部は廃止されて2018（平成30）年３月、陸上総隊が発足し、陸上総隊司令部日米共同部が座間駐屯地に置かれることとなった。

在日米陸軍と陸上自衛隊が、座間で一体化することになる。

2　キャンプ座間には、「リトルペンタゴン」の通称で知られる在日米陸軍司令部や基地管理本部の中枢機能のほか、約243ｈａの広大な敷地に、飛行場、米軍兵士と家族のための住宅、学校、スーパーマーケットや運動場、18ホールのゴルフ場もある。

鉄鋼フェンス一枚隔てて基地に隣接する座間市の児童公園から、基地内部の高層住宅や、フィットネスセンターの建物、何面もあるグラウンドなどを見ることができる。基地周辺の市民の住宅が、小さくびっしりと建ち並んでいるのに比べて、基地の中は、ゆったりとした配置で、まるでガリバーと小人のようなサイズ感だ。

3　2016（平成28）年２月、基地の一部5.4ｈａが返還され、返還地に、市民の要望の多かった総合病院や、老朽化していた旧庁舎に代わる新しい消防庁舎等が建てられた。病院の建設にあたっては、日米合同委員会で、病院建設のための日米共同使用が合意され、返還前から、建設工事に着手することができたという。座間市の発案により実現したとのことであった。

他方で、基地の存在が市民生活に及ぼす悪影響も目の当たりした。キャンプ座間の東側の地域と西側の地域とが行き来するためには、基地の南方を迂回せねばならず、交通に支障を生じているという。そのため、基地敷地の地下にトンネルを開通すべく工事中であるが、難航しており、いまだ開設には至っていない。基地西側にあった県立高校は、生徒が集まらないため他校と統合されて廃校になったという。

4　キャンプ座間の周囲は、鉄鋼フェンス１枚隔てるだけで、普通の市民が普通の暮らしを営む町である。基地の外周を車で見学した際には、右側に基地を見ながら、左側には建ち並ぶ民家や商店、子ども達が部活動に励む中学校のグラウンドを眺めながらの道中であった。県道、市道は、交通量も多い。

このような普通の町の真ん中で、米軍と自衛隊とが「調整」と称する共同行動をとっていることに、非常な違和感を覚える。

9.11後、キャンプ座間では厳重な警戒態勢がしかれ、ゲート前では、兵士が銃を構えて警備をしていたという。米軍自身、テロの対象となることを自覚し、恐れていたのだ。もしキャンプ座間が、テロや他国からの攻撃の対象となれば、周囲に暮らす市民も巻き添えになる。そのことが実感された見学となった。

部会報告

両性の平等に関する部会

性差別をなくす取り組み

委員　穂積　匡史

ブラインドオーディション

オーケストラの女性奏者の比率が上昇しているという。アメリカの５大オーケストラで1970年代には僅か５％だった女性奏者の比率は、現在では４割前

後に達している。その原動力となったのが、ブラインドオーディション（審査員と演奏者の間をカーテンなどで隔て、演奏者の性別や人種が審査員に見えないようにして行うオーディション方式）の導入であった。この結果、女性の合格者が飛躍的に増加した。言い換えれば、審査員は、奏者が男性であるというだけで高く評価し、又は、女性というだけで低く評価していたようである。この報告は、私たちが「無意識の偏見」から自由でないことを可視化するとともに、これを克服するための一つの工夫を提示した。

いま私たちは、意図的な性差別が絶対に許されないということを前提にして、さらに無意識の差別をいかに排するかという努力を行っているはずだ。その意味では、2018年後半の大きなトピックとなった医学部入試女性差別事件は、意図的な性差別と「無意識の偏見」による性差別が複合したダブルパンチであり、衝撃的であった。

医学部入試における女性差別

2018年８月、東京医科大学の医学部入試において、少なくとも10年以上にわたり女性受験生に一律に不利な得点調整が行われていたことが判明した。その後の文部科学省による調査等により、他の大学医学部でも同様の差別的な選抜が行われていたことが判明しつつある。しかし、ほとんどの大学は、性差別を認めていない。

ところが、文部科学省が医学部医学科を置く全国公私立大学を対象として行った緊急調査の結果によれば、調査対象とされた過去６年間を通じ、全体の概ね６～７割の大学において、男性受験生の合格率（合格者数／受験者数）が女性受験生のそれを上回っていた。その一方で、文部科学省の別の調査によれば、いわゆる文系学部では、おしなべて女性受験生の合格率が男性受験生より高いことに加え、理系学部においても、男女がほぼ同じか女性の方が高い。そうすると、多数の学部の中で医学部医学科のみ、例外的に男性受験生の合格率が高いことになる。これを偶然の結果と見るのは困難である。

医学部入試においては筆記試験に加えて面接試験・小論文試験が広く行われている。採点が主観的になされる余地の大きい面接試験等において、意識的に男性を高く評価したり、又は、かつてのオーケストラと同様、女性は医師の適性が男性より劣るといった「無意識の偏見」に基づき女性受験生に不利な採点・選考がなされてきた可能性が高いといえよう。実際、女性受験生が「子どもを産んだ後も医師を続けるのか？」「熱を出した自分の子どものお迎えと外来の急患のどちらを優先するか？」などの出産・育児に関する質問をされたとの報道がなされている。

このように医学部入試女性差別事件は、意図的な性差別と「無意識の偏見」に基づく性差別の両面から、私たちに課題を突き付けている。

女性は医師の「適性」が劣るのか?

東京医科大学の内部調査委員会の調査報告書によれば、女性差別の動機として、「女性は年齢を重ねると医師としてのアクティビティが下がる」という考え方があったとされている。確かに、統計資料を見ると、女性医師は、いわゆる出産適齢期の稼働率が男性に比べて低い。その背景には、家事・育児との両立を困難にするような医師の長時間労働の下で、女性医師が出産や育児を契機に職場を離れる傾向のあることが指摘されている。これに対して入試で女性受験生を差別して将来の女性医師の数を絞ることで対応しようとするのは、性差別の温存・拡大再生産にほかならない。

職業生活における性差別は、医師だけの問題ではなく、広く日本の企業社会に妥当する。たとえば、５、000人以上規模の大企業の約半数はコース別雇用管理制度を導入しており、事実上、性別に偏りのある採用が行われている。日本企業の女性役員割合は国際的に最低水準であり、いわゆる「ガラスの天井」によって昇進を遮られている。そして、男女間の賃金格差は、短時間労働者を含む常用労働者全体でみた場合、女性が男性の５割台にとどまっており、他のいわゆる先進諸国では８割を超えているのに比べて格差が際立っている。医学部入試における女性差別は氷山の一角に過ぎない。

このような幾重にも積み重なる性差別の根底には、男性が外で仕事をし、女性は家庭内で家事・育児等を担うという性役割分担意識と社会構造が存在する。これは女性にとって個人の尊厳を脅かすものである一方で、男性にとっても、例えば家事・育児等を担う機会が少ないことにより親権者としての適性が劣るとされ、離婚に当たって子どもの親権をほとんど認められないといった形で影を落としている。「男らしさ・女らしさ」にとらわれない自由で平等な社会を形成するためには、このような性役割分担意識及び社会構造を変える必要がある。性役割分担意識も社会構造も、私たちが作り上げたものに過ぎないのであり、これを作り変えられるかどうかは、私たちの営み次第である。

性的マイノリティの人権

性差別は、女性に対するものに限られない。2018年７月、杉田水脈衆院議員（自民党）が性的マイノリティについて「生産性がない」などと主張して掲載誌が休刊に至ったが、「生産性」で人の価値を測ろうとする思考は、労働効率を理由に女性医師を切り捨てようとした思考と通底する。県内では2015年11月に海老名市議がツイッターで同性愛者を「生物の根底を変える異常動物」などとツイートしたことがあり、これに対して神奈川県弁護士会は、差別発言を繰り返すことのないよう同市議に勧告している。

人が出生時に割り当てられた性が「男・女」の２種類であったとしても、性的指向が「異性・同性・両性」の３種類、性自認が「男・女・どちらともいえない」の３種類に分けられるとすれば、性別の括りは「２×３×３」の18通りになる。実際には、出生時の性的特徴が雌雄のいずれとも区分し難い場合や、成長の過程で性的指向や性自認が変化する場合もあるというから、性は何通りと数え上げられるものではなく、グラデーションをなすということができる。それは人種や民族がくっきりと区分できるものではないのと同様であろう。そうすると、ことさらに「性別」を区分して、そこに意味を付与することに、果たしてどれだけの意味があるのだろうか。冒頭で紹介したブラインドオーディションを、私たちの日常生活でも活用してみれば、私たちの日々の生活は随分と違うものになるであろう。

これからの取組み

個人の尊厳と法の下の平等を保障する憲法の施行から70年以上が経過したが、いまなお性差別解消への道のりは険しい。人権擁護と社会正義の実現を使命とする弁護士及び弁護士会は、個々の差別事件はもちろんのこと、それを生み出す社会意識・構造にも目を向けて、性差別根絶の取組みを進める必要がある。両性の平等に関する部会としても、無意識の性差別や、性的マイノリティの人権について、更なる取り組みを進めていきたい。

参照文献：イリス・ボネット「ワークデザイン」ＮＴＴ出版、2018年／男女共同参画統計研究会「男女共同参画データブック」ぎょうせい、2015年／辻村みよ子「ジェンダーと法（第２版）」不磨書房、2010年

部会報告

外国人の権利に関する部会

①講演会報告

「外国人家事労働者の抱える諸問題について」

委員　小豆澤　史絵

外国人労働者の受け入れを巡るニュースが、連日、メディアを賑わせています。報道によれば政府は、2019年４月から６年間で、34万人の外国人労働者を受け入れる方針とのことです。

しかし、外国人の「単純労働者」の受け入れは、2019年から始まる話ではなく、既に、技能実習生、留学生など様々な在留資格を使って、多くの外国人が建設や農業、サービス業等の現場を支えています。そうした中で神奈川県は2017年３月から、全国に先駆けて「家事支援人材」を受け入れてきましたが、その実態はなかなか見えてきません。そこで、2018年10月19日、「日弁連人権擁護大会」に関連する企画として、フェリス女子学院大学の小ヶ谷千穂教授をお招きし、「外国人家事労働者の抱える諸問題について」と題してご講演いただきました。

小ヶ谷先生は、フィリピンから香港やシンガポールなどに家事労働者として働きに行く女性たちの実態を長年調査され、国境を越える人の移動がもたらす社会の変化について研究されています。当日は、先生が実際にシンガポール等で調査されたご経験を踏まえ、フェミニズムの視点を取り入れながら、家事支援労働者の抱える問題、諸外国の対応、そして日本が採るべき対応の在り方等について、大変分かりやすくお話いただきました。

海外での家事支援労働者は、雇用主に直接雇用されて住み込みで働いているため、雇用主から虐待されたり、賃金の未払いといったトラブルが起きやすく、また、例えばシンガポールでは、定期的に妊娠の有無をチェックされて、妊娠が発覚すれば強制送還されるそうです。従って小ヶ谷先生によれば、企業が雇用して各家庭に「通勤する」という形態や、「日本人と同一賃金」を掲げている日本の制度は、諸外国の研究者から注目されているとのことでした。

もっとも日本人と同一賃金が支払われても、住居費等を自己負担したら手元にお金が残らないのではないか、外国人が複雑な交通網を使って何か所もの家庭をまわるのは相当なストレスではないか等の疑問が生じます。そこで今回の講演には、家事支援労働者を雇用している企業の方にもご参加いただき、実際の働きかたや現場での対応等、大変貴重なお話を伺うことができました。

ところで、小ヶ谷先生によれば、海外のフェミニズムの研究者の多くが家事支援労働者を使っているため、彼女たちの「人権」という視点からの研究がなかなか進まない実情があるとの指摘がありました。

実際日本でも、家事支援労働者受け入れの政府のキャッチフレーズは、「女性の活躍の促進」です。そもそも家事は女性の役割で、また解放されるべき労働と位置付けていること、それを低賃金で外国人女性に担わせることを是としていること、フェミニズムの視点に立つと、家事支援労働は単に外国人労働者受け入れの問題にとどまらず、日本人の働き方、性差役割分担の固定化等の問題をはらんでいることに気づかされます。家事支援労働者の受け入れによって、長時間労働や男性の育児休業取得等の問題が放置されることになっては本末転倒です。その意味からも、「日本の女性の活躍のために外国人女性に家事をやってもらいましょう」と、政府が公然と主張することには違和感を禁じえません。

もっとも小ヶ谷先生は、海外からの送金で経済が支えられている国がある現状を踏まえ、「だから家事支援労働者を受け入れるべきではない。」という結論は短絡的だとも指摘されていました。

2019年から始まる外国人労働者の受け入れ拡大が、男性や女性、日本人、外国人といった区別なく、全ての働く人が尊重され、対等に扱われる社会の実現に資する方向で運用されるよう、注視していく必要があります。

②難民申請のエキスパートに学ぶ

委員　大村　俊介

2018年11月16日、駒井知会、本田麻奈弥両先生を講師としてお招きし、難民申請の学習会が開催された。

日本の難民認定のハードルが非常に高く設定されていることは、よく知られている。しかし、我が国で難民認定手続がどのように行われているか、その実際を知ることのできる機会は少ない。今回の学習会は第一線で活躍されるエキスパートのお二人から直接学ぶことのできる、貴重な機会となった。

駒井先生の講義は、難民として日本に来たエチオピア人のブルクタウィットさんのエピソードで幕を開けた。

エチオピアでは、経済発展の一方で政府による厳しい言論統制が行われており、ブルクタウィットさんは野党のメンバーとして政府を批判する活動をしていた。すると当局から二度に渡って逮捕され、劣悪な環境下で長期に渡って抑留されるなどの迫害を受けた。ブルクタウィットさんは党員証や警察からの召喚状等を持って、最初に観光ビザがおりた日本へ脱出した。しかし、成田に降り立ったブルクタウィットさんを待っていたのは、入管の収容施設への収容だった。難民支援協会のサポートがあって１年後にやっと仮放免を得たが、その半年後には難民不認定処分を受け、再収容された。強制送還の恐怖におびえ、難聴や記憶障害に襲われたという。最終的には、入国から３年が経った2010年10月に裁判で勝訴し、難民認定を受けた。（ブルクタウィットさんのエピソードは、難民支援協会のＨＰで詳しく紹介されている https://www.refugees.jp/story_bruktawit）

様々な不条理を内包したエピソードだ。駒井先生によると、上陸審査時に難民として来たと申し出ると、ほぼ100％収容されてしまうという。一時庇護上陸許可、仮滞在許可という制度がほぼ機能していないからだという。短期滞在等の在留資格をもらった上で難民申請をすると、申請期間中６カ月更新の在留資格をもらって日本に滞在できるが、そのことを知って来日する難民申請者は少ないだろう。

何とか難民申請に漕ぎつけても、大変なのはそこからだ。2017年の難民認定者は僅か20人、率にして0.2％にも満たない。これはもちろん、欧米諸国と比べて圧倒的に低い数字だ。党員証や警察からの召喚状等、客観的な証拠が比較的揃っていたブルクタウィットさんでも、当初の行政判断は「不認定」で、裁判で勝訴してやっと難民認定を得ることができた。難民として認定されるまでの時間も長期化しており、ブルクタウィットさんも強制送還の恐怖におびえて体調に異常を来たした。

こういった現状を見たうえで、講義の後半は、証拠収集や意見書のポイント、口頭意見陳述での具体的質問など、実践的な領域に進み、白熱していった。紙面の関係で詳細に報告することができないのが残念だが、講義の最後は、駒井先生の「戦っていかなければならないものがたくさんある！」の言葉

で熱っぽくしめられた。

続く本田先生の講義は、架空の難民申請事例を題材にしたディベートで、申請者本人の供述や出身国情報等の資料を手掛かりに、参加者が認定側と不認定側に分かれて議論を戦わせるという（なかなかハードな）ものだった。しかし、本田先生のヒントに助けられながら、供述の信用性や国内避難の可能性、個別的把握といった論点を巡って討論が展開し、貴重な体験となった。

討論後の講評で、本田先生から、「日本の基準では、厳しいところがあるかも知れない。しかし、この事例の元になったオーストラリア人の事例では、行政が不認定とした後に、裁判所で判断が取り消されている。」という指摘があった。日本での難民認定基準の狭隘さを浮き彫りにすることがこの事例の隠れたテーマであったらしい。事例を作成した先生方の慧眼に舌を巻いた。

両先生の講義を通じて、日本における難民申請の問題点について非常に考えさせられた。もしブルクタウィットさんのような方から、「これから日本に渡って難民申請をしようと思うのだが、支援してくれないか」と言われたら、何と答えるのが正解なのだろうか…しばらく答えは出せそうにない。

難民申請のエキスパートである両先生自身も、難民申請の不条理というべき現実に日々直面しながら、単なる批判者の地位に安住するのではなく、申請者と向き合い、認定を勝ち取るために粉骨砕身の努力を続けていらっしゃった。その姿を目の当たりにし、弁護士としても非常に刺激を受けた。

2019年以降も同様の学習会が開催される予定なので、機会を見つけて参加していただきたいと思う。

部会報告

働く人の権利に関する部会

①労働問題はみんなの問題

～働く人の権利に関する部会の活動について～

委員　田渕　大輔

1　働く人部会は、人権擁護委員会の中で、労働問題全般を担当する部会である。

平成30年度の主な活動として、いわゆる高度プロフェッショナル制度の創設に関し、「特定高度専門業務・成果型労働制の創設に反対する会長声明」の作成を担当した他、当会会員を対象とする、セクハラやパワハラに関するハラスメントアンケートの作成と実施に関わった。

また、会員向けの研修として、平成30年９月28日には元労働審判員の山際正道さんを講師として、「労働審判員の目から見た労働審判」と題した研修を開催し、平成31年２月18日には当会会員の笠置裕亮弁護士を講師として、労働災害に関する研修を行う予定としている。

その他、毎年10月には司法修習生の選択型実務修習の一環として、民事裁判手続運用委員会労働審判部会との共催で、模擬労働審判を行っている。本年度も、10月23日に７名の司法修習生の参加を得て模擬労働審判を実施した。

2　現在、我が国の労働者の数は約6000万人とも言われているが、これは約6000万人もの人が、明示的であるか黙示的であるかは別として、労働契約を結び、労務を提供して生活の糧を得ているということである。そのため、労働問題に関する紛争は、多くの市民が現実に直面し得る身近な法的問題である。

もっとも、裁判所で現実に争われる労働事件の数からすれば、多くの労働問題に関する紛争が、法的手続の枠外で解決されていることになる。その際、労使の力関係における優劣や、近時の労働組合の組織率の低下に鑑みるならば、多くの事案において、労働者の側が泣き寝入りを強いられていることが懸念される。

そのため、労働問題に関し、弁護士が介入して紛争を正しく解決することは、労働者の権利保障という観点から非常に重要なことである。そして、労働者の正当な権利を実現していくために、労働事件を担当する弁護士には、労働法や積み重ねられた判例に関する十分な知識と理解に加え、労働現場の実状や労使の力関係などについても正確に理解することが求められる。

3　労働問題については、平成18年から運用が開始された労働審判制度をはじめ、いわゆる個別的労使紛争の解決に関する法整備が進められたり、業務に関連した心理的負荷を原因とした精神疾患の増加を受けて、労災認定基準が見直さ

れるなど、労働者の権利を実現する方向での取組が進められている。

他方、労働時間に関する労働基準法の改正など、労働者の生命や健康を危うくする方向での法改正が行われたり、労働者の法的地位を根本から危うくする解雇の金銭解決制度の検討が進められるなど、これまで長い年月の中で築き上げられてきた労働法制を根底から覆そうとする動きも見られる。

また、労働組合の組織率が一貫して低下を続ける中、ＳＮＳを活用した運動の展開など、従来の労働組合の枠を超えた活動が広がりを見せ始めており、新しい状況が生まれつつある。

働く人部会としては、法制度の改正や運用について、労働者の権利保障のためのあるべき形を会員や社会に訴えていくとともに、労働運動をめぐる新しい流れに適合していくことで、労働者の正当な権利を守り、その実現を図る一助になりたいと考えている。

4　このように重要な課題に日々取り組んでいる働く人部会であるが、肝心の部会について、出席メンバーがほぼ固定化し、若手会員の参加率も上がらないなど悩みを抱えている。

自分の周りを見たとき、雇用されて労働者として働いている人は、家族や親戚、友人や知人の中に何人もいることと思う。労働問題は、社会の問題であるとともに、まさに我々一人一人にとって身近な法的問題である。

顔も知らない誰かのためではなく、まずは自分自身や自分の家族、親戚のため、友人や知人のためという気持ちからで構わないので、是非、働く人部会の活動に多くの会員に参加して欲しいと切に望むところである。

②ハラスメントアンケートについて

委員　**鈴木　兼一郎**

セクハラ・パワハラという言葉が一般的に聞かれるようになり、政府では「女性が輝く日本」を目指すとされながら、現在でもいまだにセクハラ・パワハラが蔓延し、政治家によるセクハラ・パワハラや、東京医科大学の入試における女性差別など目を疑うような出来事も起きています。

セクハラ・パワハラを許さず責任を追及すべき弁護士の世界においても、弁護士がその加害者・被害者となる事案は聞くことがあり、当会も例外ではありません。そのなか、男女共同参画推進本部での議論があり、当会でも男女共同参画基本計画の策定をすべきとして、ハラスメントに関するアンケートを実施することとなりました。

今年度、働く人部会では、役割分担の上ハラスメントアンケートを作成していくこととなりました。部会でアンケートの内容、回答のしやすさなどを踏まえて、内容を何度か書き直すなどしました。こういったケースも上げるべきではないか、回答を得るためにはこういった項目を入れるべきでないか、といった議論が大変白熱しました。

また、両性の平等に関する部会と合同の検討も行い、当部会では上がらなかった意見も踏まえ、内容を精査することができました。最後には人権擁護委員会、男女共同参画推進本部でのご意見もいただき、多くの方のご意見を反映させるものとなりました。その結果、当会の弁護士を対象として、

A　まずは回答者の属性、所属事務所の構成など回答してもらった上で、

B　「「女性（男性）がお酌した方が、お酒がおいしい。」と飲み会の席上で発言すること。」といった言動の例を挙げ、ハラスメントにあたると思うか回答するもの、

C　具体的なセクハラ・パワハラの被害体験があるか、あれば該当する項目・自由記載欄を回答し、それがいつ、誰からの被害で、どのように感じ、対処したとすればどう対処したか、

D　当会のハラスメント防止について知っているか、相談できるか、できないとすればなぜできないかという構成となりました。

平成30年11月１日、当会のインターネット上の回答フォームを使って、アンケートへの回答ができるようになり、そのことは当会のほとんどが加入するメーリングリスト等を使って広く周知されるようになりました。

このようなアンケートは、①セクハラ・パワハラの実態を明らかにするとともに、②セクハラ・パワハラの被害の表面化につながるものと思われます。

①Ｂ、Ｃの回答によって、セクハラ・パワハラの実態が明らかになることと思われます。まさか自分が、との意識があり、結果としてセクハラ・パワハラをしてしまうことのある弁護士側の注意を喚起するとともに、この点についての意識を高めることに

繋げることとなります。

また、②C、Dの回答によって、セクハラ・パワハラ被害が明らかになります。セクハラ・パワハラの被害を表面化させることは、個別の問題事案の掘り起こし、一つでも当会のハラスメント相談員への相談、個別事案の解決につながるかもしれません。

これまで、当会におけるハラスメントの実態は十分には明らかになっていませんでした。そのような実態を明らかにすることは、会員の意識の向上や当会の対策を講じる上で大いに役立つと考えています。誰にとっても働きやすく、健全な弁護士会となっていくために不可欠なものといえます。

私自身も、ハラスメントアンケート作成と、その内容決定のための議論をして、自分のなかの意識を客観視することができました。なかには他の方の意見を聞いて、意識を変えなければならない、と感じる部分もあり、大変勉強になりました。

このアンケートは平成31年１月10日で一旦回答を締め切り、回答結果については働く人部会や両性の平等部会などで検討し、今後の当会の対策を議論する上で重要な資料として活用したいと考えています。

当会における男女共同参画基本計画の策定のため、よりよい当会となっていくために今後ともお力添えいただければと思います。

部会報告

医療と人権に関する部会

医療における人工知能

委員　内嶋　順一

今回の記事は、日本経済新聞の記事からヒントを得た話題に触れたいと思います。

医療分野における画像診断（レントゲンの読影など）は、従前、人間が自分の目と頭で行っていました。ですから、そこでは知識や経験がものを言いますし、うっかりすると病巣の見落としをしてしまい、そこから医療過誤が発生するなんていうことも珍しくありませんでした。

ところが、皆さんもご存じかもしれませんが、昨今はコンピューターの処理速度が上がるとともに、それを動かすプログラムの発達も著しく、特にニューラルネットワークやらディープラーニングといった新たな手法をつかった人工知能の開発が急速に進み、それが医療の現場における画像診断にも導入されようとしているのだそうです。あるサイエンス番組では、消化管の内視鏡画像の読影を人間の医師と人工知能にやらせ、一体どちらがエラーが少ないのかを比べてみたところ、殆どの人間の医師が見落とした初期の癌も、人工知能の方は病巣を見落とすことなくほぼ全部拾い、人間の医師もビックリという結果を披露していました。この結果の差は、人工知能の方が人間の医師より遙かに膨大な画像データと診断結果を学習していた事によるだけでなく、人間なら思い込みで病巣を見逃す場面でも、人工知能は「気分や感情や疲労に左右されず」ひたすら淡々と結果を演算していくためだからだそうです。

勿論、現在はまだお試し期間の様ですが、こういった人工知能による画像診断が臨床現場に活用されるのは時間の問題であり、もしこれが本格的に導入されれば、画像診断における見落としは相当減るのではないかと期待されています。もっとも、人工知能による画像診断が臨床現場に導入されたとしても、それはあくまでも人間の医師の補助であり、最後に診断を下す責任を負うのは人間という事になるのでしょうが、少なくとも画像診断に関しては、今や人工知能は人間の能力をはるかに超えており、本当のところどっちが「補助」なのか分からない状況にあるようです。

私はＳＦが大好物なので、こういった医療現場における人工知能の導入は個人的には大いに興味があるのですが、人工知能のおかげで診断精度が上がっていく一方、人間の医師の診断や治療の重みってどうなっていくのだろうという疑問も湧いていきます。また、こういった診断支援をしてくれる精度の高い人工知能を診断の補助に導入している医療機関とそうでない医療機関とでは、やはり人気に差が出るのではなかろうかなんて下世話なことも考えてしまいます。もう少し妄想を膨らませてみますと、医療行為のあらゆる場面にこういった人工知能が導入され、それに頼らないともはや医療行為は成り立たないなんていうところまで行き着いた場合、医療における人権は、もはや人間ではなく「人工知能が保証する」ことになるのではと想像してしまいます。

こういう話をすると、人類は人工知能に敗北したとも思われそうですが、少なくともまだ人工知能は人間が学習の機会を与えてやらないと人間を超える

賢さは獲得できませんし、人工知能が部分的にでも人類の能力を凌駕したのであれば、そこは素直に受け入れて人類の英知を違うところに振り分け、より創造的な活動にいそしめばいいのではないでしょうか。

正直、書面提出期日前日深夜に老眼をショボショボさせながら判例や論文の検索をやっていると、「早くこういうことはアンドロイドが代わりにやってくれないかな～」などと日頃の怠惰を棚に上げ、およそ本稿に相応しくない妄想を抱くことがままあるのですが、これが妄想ではなくなるのもそう遠い日のことではないと信じたいです。

委員会報告

2018年の人権擁護委員会の活動について

委員長　本田　正男

1　人権擁護委員会の活動について

人権擁護委員会の活動は、およそ２種に分かれます。

１つ目は、人権侵害を受けたという市民からの申立てを受けて調査を行い必要があれば人権侵害行為を行った相手に警告や勧告を発する人権救済活動です。弁護士法１条１項は、「弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする」と規定していますが、この規定を受け、神奈川県弁護士会においても、弁護士会として、人権侵犯事件に対する調査・措置を行う制度が設けられているのです。

もう１つの活動は、様々な人権課題についての調査研究や、講演会や学習会の企画、無料相談の実施などを行う活動です。様々な人権課題について専門に調査研究するため、人権擁護委員会では委員会の中にさらに以下の５つの部会を設け、全体委員会とは別に並行して部会単位でも活動を行っています。

①両性の平等に関する部会（性別によって社会的に弱い立場に置かれてしまっている女性や性的少数者の権利や福祉を図る視点から、ＤＶ被害者の保護や性別にまつわる人権問題に取り組んでいます。）

②憲法問題及び基地問題調査研究部会（憲法を土台に米軍基地の孕む諸課題などに取り組んでいます。）

③外国人の人権に関する部会（入管実務や難民援助、外国人の法律相談など日本国籍がないことから弱い立場にある方々の人権問題に取り組んでいます。）

④働く人の権利に関する部会（労働審判や働く人相談、110番活動などいわゆる労働者側の立場から、使用者側に比較して社会的に弱い地位にある方々の人権問題に取り組んでいます。）

⑤医療と人権部会（医療に関する諸問題に取り組んでいます。）

この人権かながわ2018では、上記５つのすべての部会から個別に部会の活動報告を執筆してもらっていますので、本パンフレットぜひご参照ください。

2　人権救済申立事件と勧告事案について

人権救済事件の申立件数は、2017年度は44件でしたが、2018年は10月末までに15件という件数になっています。申立てのうち半数程は例年刑務所など拘禁施設内における人権侵害行為を問題にするものですが、その他にも病院や、福祉施設における虐待など各種の人権侵害行為について申立てがあります。

そして、本年度についていえば、特に、年間で３件という異例に多い件数の警告を発したことが挙げられます。本年度の人権かながわでは、各事件について個別に報告しておりますので、ぜひご参照ください。

ちなみに、神奈川県弁護士会のホームページには、2006年度以降の人権救済勧告等の一覧も掲載されていますので、よろしければそちらもご参照いただければと思います。

http://www.kanaben.or.jp/profile/gaiyou/torikumi/jinken/kankoku/index.html

弁護士会の人権救済活動は、弁護士法の規定する基本的人権の擁護を実現する活動として、弁護士や弁護士会の存在意義を支える本質的で大切な任務の一つです。その意識と誇りを胸に今後とも人権擁護委員会の活動の一層の充実や活性化を図っていきたいと思っています。